

# 仙台市広瀬川清流保全審議会 第6回専門委員会（環境） 議事概要

- ◆ 日時 : 平成29年 3月13日(月) 14時00分～15時00分
- ◆ 場所 : 市役所本庁舎6階 第二会議室
- ◆ 出席者 : 内田 美穂 東北工業大学工学部准教授  
           小寫 秀是 東北緑化環境保全株式会社  
           西山 浩一 (一社)宮城県建築士会仙台支部  
           ○山田 一裕 東北工業大学工学部教授  
           宮城 豊彦 東北学院大学教養学部教授  
           (○:委員長)
- ◆ 事務局 : 佐々木 亮 建設局百年の杜推進部参事兼百年の杜推進課長  
           岡田 真之 建設局百年の杜推進部公園課長  
           安田 敏弘 建設局百年の杜推進部河川課長  
           杉井 智一 建設局百年の杜推進部河川課広瀬川創生室長  
           中川 徳則 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課緑化推進係長  
           齋藤 理之 都市整備局計画部景観課景観係長
- ◆ 司会 : 河川課長

<次 第>

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 専門委員会報告書（原案）について
  - (2) 清流保全審議会が出された意見について
- 3 閉 会

安田課長	<p><b>1. 開会</b></p> <p>ただ今から「仙台市広瀬川清流保全審議会 第6回専門委員会」を開会する。本日は全委員の出席をいただいているので、会議は成立している。</p> <p>≪配布資料の確認≫</p> <p>これ以降の議事の進行は委員長にお願いします。</p>
委員長	<p><b>2. 議事</b></p> <p>今回の議事では許可基準の改正案となる具体的な姿を検討することとなるが、検討中の案を公開することによって素直な意見の交換が困難になる恐れや市民の間に混乱を生じさせる恐れがあることから、非公開としてよろしいか。</p>

	<p><b>委員了承</b></p>
委員長	<p>今回の議事録の署名について決めたい。 アイウエオ順なので、今回は小嶋委員にお願いしたい。</p>
	<p><b>小嶋委員 了承</b></p>
	<p><b>議事 (1) 専門委員会報告書 (原案) について</b></p>
杉井室長	<p><b>事務局説明 (資料1に基づき河川課より説明)</b></p>
委員長	<p>資料1-5の4ページ目に記載してある、保全用地の管理のための通路としての砂利敷きの取り扱いについて、この場合、裸地として扱うということか。</p>
杉井室長	<p>裸地として扱うこととなる。</p>
委員長	<p>それでは、裸地の定義の中に「砂利敷きも含む」と表記してはどうか。</p>
杉井室長	<p>例外的な取扱いのため、ただし書として記載することがいいのではないかと思う。</p>
委員長	<p>資料1-2の10ページ目に付帯意見として記載してある、宅地内の植栽の保全への支援について、報告書では許可を得た建築行為における植栽の保全について支援するという記載となっている。これまでの専門委員会では、既に建てられている住宅などにも積極的に植栽を勧めることについても話をしたが、このことについてはどう取り扱われるのか。</p>
杉井室長	<p>予算的な問題もあるため、支援の対象の拡大を担保できるかは難しいところがあり、まずは新基準のもとでの新たな許可案件への支援を行うことがメインとなるだろう。今後、住民などから支援の拡充を望む声が多く出てくるのが、予算増額の検討材料として重要となる。現時点ではこの表現が適切ではないかと考える。</p>
宮城委員	<p>改定の案について、庁内で意見を収集したと思うが、予算以外の論点としてはどのような感触であったのか。「緑を増やす」という方針へ方向転換することについて、支持は得られたのか。</p>
杉井室長	<p>細かい定義や似たような制度との整理が必要という意見はあったが、基本的な考</p>

<p>安田課長</p>	<p>え方については支持をもらっている。</p> <p>この案については市長にも説明をしており、制度として分かりやすくなったという感想を得ている。緑を増やすという方針については市長も推進していきたいという考えを持っている。</p>
<p>杉井室長</p>	<p><b>議事(2) 許可基準に関する検討事項について</b></p> <p><b>事務局説明</b></p> <p>前回の清流保全審議会で委員からいただいたご意見について、どのように回答・説明をするかということについて確認したい。</p> <p>&lt;意見1&gt;</p> <p>みどりの創出という目的のために面積を緩和する必要があるのか      保全の規定は変えずに緑化の措置だけを追加すればよいのではないか      緑化に協力しない人にとっては緩和されただけという事は避けたい</p> <p>この意見に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1-5の2ページ目から3ページ目に記載のとおり、改定後の基準は必要保全率を一義的に緩和するものではなく、率が上がる区域も下がる区域もあること。</li> <li>・広瀬川条例においては建ぺい率の上限値を各区域に応じて設定しているため、これとの整合性を図るという観点の下で必要保全率を設定していること。</li> <li>・環境保全区域全体の平均で見れば、現基準を上回るように設定していること。という点を説明したい。</li> </ul> <p>&lt;意見2&gt;</p> <p>現基準において第一種環境保全区域で30%の保全面積の割合を求めていることは踏襲するべきではないか</p> <p>敷地内における保全用地の面積率として、最低限必要となる割合を明らかにするべきではないか</p> <p>この意見に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種環境保全区域の中でも、郊外部や都市部といった様々な区域が含まれているため、これらの区域に対して一律に割合を設定することは不適当なこと。</li> <li>・条例制定時と状況や環境が変わっていることから、最低限必要となる割合を明確に示すことは難しいが、今回の改定では広瀬川条例で定めている建ぺい率との整合性を確保しながら、今後必要とする保全率を設定したこと。という点を説明したい。</li> </ul>

	<p>&lt;意見3&gt;</p> <p>基準の緩和により条例の理念が曖昧になることが心配だ。</p> <p>この意見に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで説明した通り、一義的な緩和ではないこと。</li> <li>・条例の理念の中には、自然環境の「保全」と「創出」という二つの面があり、今回の改定は「創出」という面についての実効性を上げるものであること。</li> <li>・「保全」については、資料1-2の4ページ目に記載のとおり、条例制定時に失われつつあった自然環境がこれまで保全されてきたという実績があること。</li> </ul> <p>といった点を説明したい。</p>
宮城委員	<p>必要保全率の最低限の値をどうするかという点について、最初に設定した当時も率の根拠をどうするかという議論はされなかったのではないだろうか。当時は川の水質そのものが悪く、それを何とかするために河川沿いのみどりも保全するという話になったのではないかと思う。</p> <p>今回の議論とは別に、自然環境がどれほど失われると、その効果がなくなるかという事を調べたことがあるが、その結果としては規模が小さくても土があって木があれば自然環境として成立するというものであった。率の根拠に厳密にこだわるのではなく、ルールを定めるということの方が意味合いは大きいだろう。</p>
委員長	<p>資料1-3の12ページ目で、塀が生垣に変わっているフォトモンタージュがある。宮城県沖地震の際に、ブロック塀の危険性が着目されたが、このように塀を生垣に変えることは推奨されているのか。</p>
中川係長	<p>宮城県沖地震の後は、生垣の設置を推奨している。</p> <p>生垣づくりに対する助成制度もあり、この制度では今あるブロック塀を撤去する費用に対する助成にも取り組んでいる。</p>
佐々木参事	<p>最初は、ブロック塀の撤去に対しては、かかる費用を借り受けた際の利子分を補填するという制度であったが、途中で助成制度へ変更したという経緯がある。</p>
委員長	<p>環境保全区域での生垣の設置についても、そのような制度の宣伝をしていくことが重要だろう。</p>
佐々木参事	<p>生垣助成のルールでは、「不特定多数の人が通る道路から視認できる範囲の生垣」を対象としているため、河川側に設置する生垣については、道路が無い場合は助成の対象外となる。このあたりの取り扱いをどうするかという点は今後の課題となる</p>

	<p>だろう。</p>
宮城委員	<p>宮城県沖地震から期間が経過しているが、当時に比べると申請件数などはどう推移しているのか。</p>
中川係長	<p>申請件数のピークは過ぎている。</p>
宮城委員	<p>今回の改定を機に見直すのもいいのではないだろうか。</p>
小瀧委員	<p>資料1-5の8ページ目について、杜の都の環境をつくる審議会でも話題になった事項である、河川部からの連続性の確保に関する話についてだが、図における道路を挟んだ向かい側の宅地のような、河川に接していない土地では河川からの連続性はどうなるのか。</p>
杉井室長	<p>河川に接していない土地では、配置は自由になるため、敷地内に分散されていく形で、連続性は薄く確保されていくこととなるだろう。</p>
西山委員	<p>資料1-1の項目3について、①の「緑化の種類や配置に応じて面積を割増できること」という記載における「面積」の意味合いを確認したい。</p>
杉井室長	<p>「保全用地の面積として加算できる面積」を割増できるという意味合いである。</p>
西山委員	<p>同様に、②の「敷地内に確保できる面積の規模が異なるため」の「面積」の意味合いを確認したい。</p>
杉井室長	<p>敷地内において実際に確保できる「保全用地の面積」という意味合いである。</p>
宮城委員	<p>今回の報告書に関する議題からは少し外れる話だが、環境保全区域の範囲について話をしたい。下流端を宮沢橋までとしており、制定当時はこの範囲が環境的に厳しい状況にあったために設定されたと思われるが、今後、この範囲を変更すべきかどうかという点を気にしている。特に下流側の名取川との合流部までの区間をどうするかということについては、審議会でも話が出ている。</p>
委員長	<p>上流側についても、既存のみどりが多いからと言って保全区域を設定しなくても大丈夫ということは一概には言えないだろう。</p>


杉井室長	環境保全区域の設定については、特に自然がけを重視しているため、自然がけのある範囲ということで宮沢橋までが設定されている。
宮城委員	自然がけが広瀬川の景観の柱であったため、これを重視して保全区域を設定したのだろうが、広瀬川の清流という自然がけだけが保全の対象となるわけではない
委員長	これらの点については、今後の課題として審議会も含めて議論をしていく必要のあるものだろう。
委員長	専門委員会の報告書については、特に修正が必要との意見もないことから、このとおり審議会に提出するというので、本日の委員会における議論をおさめたいと思います。
	<b>委員了承</b>
	<b>4. 閉会</b>
佐々木参事	許可基準の改定に係る専門委員会は今回で終了となる。皆様のご検討のおかげで詳細まで詰めることができた。今後、実際の改定へ向けた各段階を経ていくこととなるが、頂いた意見を柱としてしっかりと進めてまいりたい。
安田課長	それでは、本日の会議はこれで終了させていただく。長期間にわたってご検討いただきありがとうございました。

以上

この議事録について、会議の内容に相違ないことを認めます。

平成 29 年 4 月 3 日

仙台市広瀬川清流保全審議会 専門委員会 署名委員

委員長 山田 一裕 

委員 小島 秀是 